

仙台市環境影響評価技術指針の改定について

1 技術指針を基本的事項の改正と同様の趣旨で改定する事項

基本的事項の改正と同様の趣旨で指針を改定することが、本市環境影響評価制度の運用に資する事項については、技術指針を改定。

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|--------------------------------------|------|--|--|
| 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」関連 【方法書段階部分】 | | | |
| 事業特性・ 地域特性 の捉え方 | 17-① | 事業特性に関する情報の把握に当たって、事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握する。 | 事業特性には環境保全の配慮の内容も含まれるが、環境保全の配慮については、その内容に至るまでの検討経緯やそれぞれの段階での内容についても併せて把握することが重要であることから、それらを把握することを規定する。 例えば、高層建築物を自社ビルとして建築する場合、初期の段階では車の出入りは標準レベルと考えていたが、事業の具体化に伴い荷物の搬送が当初の想定より多くなることが予想され、周辺道路への影響の軽減と、車両の円滑な出入りを目指すために敷地内の車両動線を変更するとともに建築物の配置を変更させることになったという場合はその経緯と内容も事業特性に含める。 |
| | 17-② | 地域特性に関する情報の把握は、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も含める。 | 地域特性が時間的に変化するものであることに留意する必要があることから、この変化を把握することを規定する。 例えば、周辺地域の住宅地の開発状況等や、将来的な土地利用状況を把握しなければ、大気汚染や騒音による影響をうける地域・主体を把握できず、適切な調査・予測等を行うことが出来なくなる。 |
| 項目・手法 の選定 | 17-③ | 選定項目及び手法について、選定の理由を明らかにする。 | 選定項目の理由を明らかにすることは技術指針に規定済のため、手法の選定理由を明らかにすることを規定する。 |
| | 17-④ | 項目及び手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。 | 環境影響評価の実施に当たって、必要に応じ専門家等知見を有する者の助言を得ることについては、技術指針に規定済であるが、助言を得た場合には、助言内容及び専門家等の専門分野を方法書や準備書等において明らかにすることを規定する。 これにより、助言内容の妥当性はもとより専門家等が適切な助言をするに相応しい分野を専門としているかとの観点も確認するこ |

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|----------|------|---|---|
| | | | とが可能となり、客観性の向上に資する。 |
| 影響要因の捉え方 | 17-⑤ | 対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響を影響要因として整理する。 | 同左の趣旨のとおり改定する。 例えば、工作物等を撤去した上で事業を実施する、または事業実施後に工作物等を撤去する場合に発生する騒音、粉じん、廃棄物等による環境影響も把握する。ただし、当該撤去の行為が、事業の実施と一連の行為、つまり撤去しないと建てられないとか、新しい建物が建ったから撤去する等として位置付けられている必要がある。 |
| 調査について | 17-⑥ | 調査法の選定時に、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえる。 | 同左の趣旨のとおり改定する。 例えば、現状は人家が少なく影響を受ける対象が殆どないことから簡易な調査を行うことが妥当であっても、将来住宅の増加が見込まれることから、影響を受ける対象が増えることになるため、それに合わせて調査法を選定する。 |
| | 17-⑦ | 年間を通じた調査は、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する。 | 特定の年の特異な自然現象の影響を受けないよう、年間を通じた調査を実施する際に、必要に応じて調査対象となる環境の状況の変動が少ない時期（季節、月等）から開始することを規定する。 例えば、河川流量に大きく影響をうける水質指標（BOD 等）について通年調査を実施しようとする際には、河川流量が最も安定する渇水期（一般的には冬季）から開始する。 |
| 予測について | 17-⑧ | 供用後の予測の対象時期は、定常状態に加えて、設定が可能な場合には影響が最大になる時期を設定する。 | 同左の趣旨のとおり改定する。 例えば、オリンピック会場として建設された施設の場合は、オリンピック期間中に供用後の影響が最大になると考えられる。 |
| | 17-⑨ | 工事完了前に供用されることが予定されている場合には、必要に応じて中間的な時期での予測を行う。 | 工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、当該供用（いわゆる一部供用）による環境影響を的確に把握できる時期を予測の対象時期として設定することを規定する。 例えば、廃棄物最終処分場であれば、処分区画が複数から成り立っていて、完成した区画から順に廃棄物の埋立の受け入れを開始する場合は、この一部供用による環境影響を的確に把握できる時期での予測を行う。 |

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|--------|------|---|--|
| | 17-⑩ | 予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等の内容及び妥当性を、予測の結果との関係と併せて明らかにする。 | <p>予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等の内容及び妥当性を明らかにすることは技術指針に規定済のため、それらを予測の結果とペアで示すことを規定する。</p> <p>例えば、前提条件として3つの種類、a,b,cを設定し、それぞれの前提条件の下で、A,B,Cという予測結果が導き出された場合は、aとA、bとB、cとCをペアで示す。</p> |
| | 17-⑪ | 予測に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態を明らかにする。 | <p>対象事業以外の条件によりもたらされる将来の環境の状況（バックグラウンド）を勘案して予測を行うことは技術指針に規定済のため、設定したバックグラウンドを明らかにすることの必要性を明確化する。</p> <p>例えば、対象事業実施前に周辺建築物が撤去されて更地になる、現在更地の場所に建築物が建設されるなどのバックグラウンドを明らかにする。</p> |
| | 17-⑫ | 予測の不確実性の検討に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られる、それぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握する。 | <p>予測の不確実性の程度を表現することは技術指針に規定済のため、予測結果の不確実性の程度を把握する場合、必要に応じて予測に当たっての前提条件の設定の仕方によって結果にどの程度の影響が及ぶこととなるかを解析することを規定する。</p> <p>例えば、数理モデルの適用による不確実性や前提条件の設定の仕方による不確実性等を把握する場合に、モデルのパラメータ等を想定される範囲で複数適用した上で、予測結果がどのように変動するかを計算してみる。</p> |
| 評価について | 17-⑬ | 評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにする。 | <p>「評価」を行う際には、当該評価内容に至った客観的・科学的な根拠及び最終的な評価に至るまでの経緯を併せて明らかにできるよう整理することを規定する。</p> <p>例えば、「評価に係る根拠」として環境保全措置の水準が適切か、事業者として講じうる最善のものであるかどうかを様々な理由・根拠と併せて明らかにし、「検討の経緯」については、環境保全措置について途中で採用されなくなったものの内容や、その検討の時系列的な変遷等の情報を明らかにする。</p> |

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|-------------------------------------|------|---|---|
| | 17-⑭ | 評価に当たって照らすこととした基準又は目標の考え方を明らかにすること。 | 事業者が国又は地方公共団体の環境保全施策を適用するに当たっては、その考え方及び適用の妥当性を併せて明らかにできるよう整理する必要性を明確化する。 例えば、努力目標という位置づけのものを目標に設定する、日本では基準が定まっていない化学物質について、外国の基準を用いることにする場合などの場合、より安全側に立ちたいとの事業者の考え方や基準の適用の妥当性を明らかにする。 |
| 助言について | 24-① | 助言を受けた専門家等の所属機関の属性の開示に努める。 | 環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましいが、専門家個人が特定されることのないよう、配慮が必要なことに鑑み属性を明らかにするよう努めることを規定する。 |
| 「環境保全措置指針に関する基本的事項」関連 【準備書・評価書段階部分】 | | | |
| 環境保全措置について | 17-⑮ | 代償措置を講じる場合、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにする。 | 代償措置は、他の回避、低減のための環境保全措置と比較して、より慎重な検討が必要であることから、措置の内容の妥当性をより詳細に明らかにすることを規定する。 例えば、希少種の移植を行う場合に、当該措置の効果として、1年後にどの程度の株数が活着すると見込まれるか、また実施が可能（荒唐無稽な代償措置ではない）と判断した根拠として、環境条件等が適合しているか否かを明らかにする。 |
| | 17-⑯ | 環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにする。 | 環境保全措置の検討が段階的に行われている場合にあっては、そのような経緯が分かるように段階毎（例：方法書段階、準備書段階）に環境保全措置の内容を明らかにする必要性を規定する。 例えば、方法書前段階では、A,B,Cの3種類の環境保全措置が検討されたが、効果の大きさを再精査し、「方法書前段階で」A,Bの2種類の環境保全措置に絞り込むこととし、さらに環境保全措置のメンテナンス性の観点を考慮し、「準備書前の段階で」最終的にA環境保全措置に絞り込むこととした、といった内容を明らかにする。 |

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|---------------------------------|------|--|--|
| | 24-② | 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断にあたり、必要に応じ専門家の助言を受ける。 | 事後調査の終了の判断を行う場合並びに事後調査の結果を環境保全措置に反映させる場合は、客観的・科学的な根拠に基づく検討が必要であることから、必要に応じ専門家等知見を有する者の助言を得ることを規定する。 例えば、事後調査により防風植栽の効果が十分でないことが判明した場合、風害の影響を低減させるための更なる環境保全措置の実施及び終了の判断にあたり、専門家の助言を受ける。 |
| 「報告書作成指針に関する基本的事項」 関連 【報告書段階部分】 | | | |
| 助言について | 24-③ | 専門家の助言を受けた場合はその内容及び専門家の専門分野を記載するとともに、専門家の所属機関の属性の開示に努める。 | 事後調査にあたり専門家等知見を有する者の助言を受けた場合は助言内容、専門家等の専門分野を事後調査報告書において明らかにすることを規定するとともに、専門家等の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにするよう努めることを規定する。（17-④、24-①も参照） |

2 技術指針の改定は行わない事項

(1) 本市の既存制度に同等又は同等以上の内容が規定されている事項

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|---------------------------------------|------|--|--|
| 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」 関連 【方法書段階部分】 | | | |
| 調査・予測・評価について | 17-⑰ | 「触れ合い活動の場」について、施設や場の「状態」のみならず「利用の状況」も把握する。 | 「利用の状況」も把握するよう既に技術指針に記載済であるため、技術指針の改定は必要ない。 |
| | 17-⑱ | 「廃棄物等」について、発生量に加えて最終処分量等を把握することにより調査、予測及び評価を行う。 | 最終処分量等も把握するよう技術指針に記載済であるため、技術指針の改定は必要ない。 |
| 評価について | 17-㉑ | 工事の実施により長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討する。 | 本市制度では、工事による影響、供用による影響等の環境影響要因に関わらず環境基準との整合性が図られているか否かを検討することとしているため、技術指針の改定は必要ない。 |
| 項目・手法の選定 | 24-④ | 評価範囲に「低周波音」を追加する。 | 本市制度では、既に「低周波音」を項目としているため、技術指針の改定は必要ない。 |
| 「報告書作成指針に関する基本的事項」 関連 【報告書段階部分】 | | | |

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|--------------|------|-----------------------------|---|
| 事後調査 について | 24-⑧ | 必要に応じて事後調査や環境保全措置の結果等を公表する。 | 本市制度では、環境保全措置の結果を含め事後調査結果を事後調査報告書として提出し縦覧に供することを定めているため、技術指針の改定は必要ない。 |
| | 24-⑨ | 事業途中で事業主体が変わった場合の対応を記載する。 | 本市制度では、事業途中で事業主体が変わった場合は、新たに事業者となった者が事後調査に関する手続きを行うことが規定されているため、技術指針の改定は必要ない。 |

(2) 法と条例の制度の違いなどにより、盛り込む必要がない事項

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|--------------------------------------|------|--|--|
| 「判定基準に関する基本的事項」関連 【スクリーニング段階部分】 | | | |
| 判定基準 | 24-不 | 「判定基準に関する基本的事項」関連 | 法アセスでは第1種事業と第2種事業を事業の規模により定め、第1種事業は必ず環境アセスを行い、第2種事業は環境アセスが必要かどうかを個別に判断する仕組みになっている。そのため第2種事業に対し環境アセスが必要かどうかを判断するために「判定基準に関する基本的事項」を定めている。一方本市制度は第2種事業の規模よりさらに小規模事業を対象とし、該当する事業すべてが環境アセスを行うことになるため、「判定基準に関する基本的事項」の改定内容を反映させる必要がない。 |
| 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」関連 【方法書段階部分】 | | | |
| 項目・手法 の考え方 | 17-⑱ | 主務大臣が定める「標準項目」、「標準手法」を、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とする。 | 法アセスでは、改正前は対象事業ごとに項目及び手法がそれぞれ「標準項目」、「標準手法」として定められ、選択する必要はなかった。改正後は対象事業の一般的な事業内容ごとに項目及び手法が「参考項目」、「参考手法」として定められ、そこから選定する仕組みとなった。本市制度では、項目及び手法全般から、個々の事業者が事業特性、地域特性を踏まえて項目と手法を絞り込むという、きめの細かい選定を行うため、「参考項目」、「参考手法」を設定する必要がなく、それらに関する基本的事項の改定内容を反映させる必要がない。 |
| | 17-⑳ | 項目及び手法の選定は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、事業特性及び地域特性、方法書手続きを通じて得られる情報等を踏まえ、行う。 | |
| 項目・手法 の選定 | 17-㉑ | 参考項目の設定時に、「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」を明らかにする。 | 本市制度では、項目全般から事業者が事業特性、地域特性を踏まえて項目を選定することとなっており、対象事業の種類ごとに選定すべき参考項目を設定していない。よって参考項目の設定時に関わる基本 |

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の改定方針の解説 |
|-------------------------------------|------|---|--|
| | 17-㉔ | 参考項目及び参考手法の設定時に、踏まえた「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」と個別の事業の内容との相違を把握する。 | 的事項の改正を反映させるよう技術指針を改定する必要はない。 |
| | 24-⑤ | 最新知見の反映、複数の手法の提示など参考手法を適正化する。 | 本市制度では、手法全般から事業者が事業特性、地域特性を踏まえて手法を選定することとなっており、対象事業の種類ごとに選定すべき参考手法を設定していない。よって参考手法の適正化に関する基本的事項の改正を反映させるよう技術指針を改定する必要はない。 |
| 「環境保全措置指針に関する基本的事項」関連 【準備書・評価書段階部分】 | | | |
| 事後調査について | 17-㉔ | 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に応じて、事後調査の必要性を検討すること。 | 本市制度では、予測評価結果の検証のためすべての予測評価項目について事後調査を実施することとしており、予測を反映した環境保全措置（代償措置を含む）の結果もすべて把握される。よって、左記のように、どのような場合に事後調査の必要性を検討するかを記した基本的事項の改正内容に反映させるよう、技術指針を改定する必要はない。 |
| | 17-㉕ | 代償措置を講ずる場合、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討する。 | |
| 助言について | 24-⑥ | 事後調査の項目及び手法の選定については、必要に応じ専門家の助言を受けること。 | 本市制度では、予測評価結果の検証として事後調査を位置づけているため、事後調査の項目はすべての予測評価項目、手法は調査手法に準じるもの、調査時期は原則予測時期としている。よって事後調査の項目や手法を選定する際に専門家の助言を受ける余地がないことから、技術指針の改定は必要ない。 |
| 「報告書作成指針に関する基本的事項」関連 【報告書段階部分】 | | | |
| 事後調査について | 24-⑦ | 原則、事業（工事）終了段階で1回作成する。 | 本市制度では、事後調査は供用後まで実施することとなっており、また、事後調査報告書は事後調査の実施状況に応じ、適宜、作成提出することとなっていることから、左記基本的事項の改正のとおり技術指針を改定する必要がない。 |

3 今後の本市の制度検討結果によって対応方針を決定する事項

平成 23 年の環境影響評価法の改正による計画段階配慮書手続の導入に対応するための改正部分については、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。

※平成 17 年度改正分は該当なし

| 分類 | 番号※ | 基本的事項の改正内容 | 本市技術指針の対応方針の解説 |
|--|------|----------------------------|--|
| 「計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項」関連 【計画段階配慮書段階部分】 | | | |
| 計画段階配慮 | 24-全 | 「計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項」関連 | 事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行う場合の基本的な事項を定めたものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。 |
| 「計画段階意見聴取指針に関する基本的事項」関連 【計画段階配慮書段階部分】 | | | |
| 計画段階配慮 | 24-全 | 「計画段階意見聴取指針に関する基本的事項」関連 | 作成された計画段階配慮書について一般及び関係地方公共団体からの意見を求める場合の基本的な事項を定めたものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。 |
| 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」関連 【方法書段階部分】 | | | |
| 調査・予測・評価について | 24-⑩ | 配慮書手続段階の検討結果を活用する。 | 計画段階配慮書手続の結果をその後のアセス手続（方法書作成時等）に反映させるという趣旨に基づくものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。 |
| 「環境保全措置指針に関する基本的事項」関連 【準備書・評価書段階部分】 | | | |
| 環境保全措置について | 24-⑪ | 配慮書手続の結果等を反映する。 | 計画段階配慮書手続の結果をその後のアセス手続（準備書作成時等）に反映させるという趣旨に基づくものであり、今後、本市の計画段階手続制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する。 |

※番号は平成 24 年 12 月 25 日環境影響評価審査会資料 4-3 に対応。「17-」は平成 17 年改正内容、「24-」は平成 24 年改正内容。

参考：

環境影響評価の「基本的事項」及びそれに基づく「主務省令（廃棄物最終処分場）」の改正に関する解説等（環境省総合環境政策局 平成 18 年 11 月）

環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（環境省総合環境政策局 平成 24 年 3 月）